

下水道分野におけるウォーターPPP ガイドライン
策定検討委員会 第1回 議事概要

日 時：令和6年6月17日（月）10:00～12:30

場 所：TKP 東京駅カンファレンスセンター ホール 1B

【議事概要】

事務局から配布した資料について、各資料の説明が行われた後、各資料及びガイドライン策定全体について委員の意見を伺った。

委員からの主な意見は以下のとおりである。

○資料4 第2.0版の構成・目次（案）について

- ・ 2期目以降において、広域化や他事業とのバンドリングなどに発展するために、1期目の事業期間中に実施しておくべきことなどを記載すべきと考える。
- ・ 1期目の導入検討において、広域化について十分な検討が実施できる自治体は少ないと考えるので、事業途中での変更契約や契約解除など、事業期間中に広域化に移行できる仕組みが必要と考える。
- ・ ウォーターPPPの実施主体を考える際の選択肢や留意点などを盛り込んでもよいのではないかと考える。
- ・ 「応用編」という名称については、「実施編」とした方が、意図が伝わると考える。
- ・ 本ガイドラインについては、小規模な市町村等にスピード感をもって周知する必要があると考える。
- ・ 本ガイドラインは、自治体がウォーターPPPを実施するかどうかを判断するためのガイドラインという意味合いもあると考えるので、小規模な自治体が事業検討や実施ができるかという視点を取り入れる必要があると考える。
- ・ 官と民のリスク分担についてガイドラインに記載する必要があると考える。
- ・ ガイドライン内への記載、または公表資料として、議会や住民への説明、地元企業への説明のあり方などの記載が必要と考える。
- ・ 事例や例示ではなく、標準案などとして公表いただくと、自治体においてスピード感を持った導入検討が可能になると考える。

○資料5 レベル3.5の要件①長期契約（10年）について

- ・ 導入検討にあたり、10年間という長期契約はリスクが高く合意形成に苦慮する。
- ・ 小規模な自治体単独ではスケールメリットが得られない場合、他市町村連携や広域化を検討する必要があるが、その場合は契約期間については10年間以外を設定できるようにできないか。
- ・ 契約期間が10年間の場合は業務量、特に改築工事の全体数量を設定するのが難し

いと考える。

- 物価人件費や改築需要の見通しが難しいことが課題と考える。

○資料 5 レベル 3.5 の要件②性能発注について

- 更新（改築）業務において、どのように性能規定するのか、自由度をどこに持たせるのかについて検討する必要があると考える。
- 性能発注とプロフィットシェアの関係性について検討する必要があると考える。
- 性能発注の導入については、適切なリスク分担が必要と考える。
- 性能発注とすることで、既存の仕様発注と比較し事業費が増大することを懸念する。

○資料 5 レベル 3.5 の要件③維持管理と更新の一体マネジメントについて

- 複数業務をパッケージ化することになるので、事業者や配置技術者についてどのような実績要件や資格要件を求めるのかについて検討する必要があると考える。
- 更新計画案策定に盛り込む要素や考え方については、具体化が必要と考える。また更新計画案の考え方についてロードマップ等で示す必要があると考える。

○資料 5 レベル 3.5 の要件④プロフィットシェアについて

- ウォーターPPP によって達成されるプロフィットは必ずしもコスト縮減だけではないと考える。
- プロフィットシェアの設定方法や具体的な計算方法について、記載する必要があると考える。

○資料 5 ガイドライン策定全体について

- 地元企業の参画やベンダーロックの問題も考えつつ、競争性の確保について検討する必要があると考える。
- SPC と建設業法許可に関する内容をガイドラインに記載していただきたい。
- 地元企業の参画や受注機会確保について検討する必要があると考える。
- 議会や住民、地元企業への説明や情報提供の方法について記載する必要があると考える。
- 他市町村連携や広域化に参画する市町村については、導入可能性調査等の検討フェーズを省略する仕組みが必要と考える。
- 市町村連携については、都道府県が検討に加わっていると、検討が推進されと考えるので、都道府県の積極関与について記載していただきたい。
- VFM 算定時の PSC 算出にあたって、現状や過去実績の費用を流用するのではなく、適正な費用を算出する旨記載いただきたい。

以 上

下水道分野におけるウォーターPPP ガイドライン
策定検討委員会 第2回 議事概要

日 時：令和6年8月28日（水）14:30～17:00

場 所：TKP 東京駅カンファレンスセンター ホール 1B

【議事概要】

事務局から配布した資料について、各資料の説明が行われた後、各資料及びガイドライン策定全体について委員の意見を伺った。

委員からの主な意見は以下のとおり。

○資料 1-1 下水道分野における WPPP ガイドライン（案）【基礎編】について

- ・ レベル 3.5 の目的や期待される点、4 要件の関係性について、説明があると良い。
- ・ 公募による競争とコミット、リスク分担の仕組みについて、重要性を強調した説明書きが欲しい。
- ・ 維持管理と更新の一体マネジメントについて、更新支援型での効果について説明が必要ではないか。
- ・ 官民対話の繰り返しの結果を反映する旨の記載があるが、WTO 適用の可能性がある政令市は対話をどのように実施しているのか等の明示が必要ではないか。
- ・ 広域化について、1 市町村単体での WPPP の実現が難しく、事業ボリュームの増加のために必要である旨を記載した方が良いのではないか。
- ・ モニタリングについて、セルフモニタリングおよび第三者が並列になっているが、第三者の書きぶりを分けたほうが良いのではないか。
- ・ 導入検討における、官民の対話について、示されているフローは PFI のフローであるため、PFI と包括の場合とを分けて2種類示してはどうか。
- ・ プロフィットシェアについて、プロフィット及びシェアの基本的な考え方とともに実際上の実務が可能となるよう、より充実した記載を望む。

○資料 1-2 要求水準書（案）【資料編】について

- ・ 要求水準書案の内容面について、今回は施設系が中心の内容となっているが、WPPP では、管路系が中心の内容になる場合もあるため、この資料の考え方を伺いたい。

○資料 1-3 業務委託契約書（案）【資料編】について

- ・ 本資料の位置づけについて、理想的な模範資料を作ることは難しく、案件固有の事情が入ってきてしまうため、今回の資料を雛形として提示することのリスクを考えていただきたい。

- WPPP の 4 要件充足するために個々の自治体が工夫して変えて良い点と守るべき点を整理してはどうか。水道や農集排も絡む案件であるため、ユニークな内容になっていると考えられる。
- 対価の構造について、もう少し言及する必要があると考える。

○資料 2 第 2 回策定委員会審議事項 1 段階的な分野横断型・広域型の案件形成イメージ

- バンドリングについて、どこまでの内容をガイドラインに反映させるか。下水道のガイドラインではあるが、モデルの提示があっても良いと考える。
- 分野横断型について、コスト的なメリットが出るか疑問である。水道・下水道一体で WPPP を導入する場合と個々に導入する場合の違いがあるか。
- 受託者との意見交換を通して、民間は分野横断型を目指しているのではないかと考えている。また、分野横断型は、自治体側の体制に影響を与える可能性があるものとする。
- 実際に代表となる自治体に負担がかかっている。自治体への配慮、補助金、交付税等があると良いと考えており、検討いただきたい。
- 随意契約について、競争して選定された事業者と一体的に実施することも可能ではないか。
- 広域型は効率性につながると考えられるが、分野横断型については効果がまだ分からない状況であるため、並列で並べるのではなく、記載の方法を調整してはどうか。
- 分野横断型の共同発注の場合、分野ごとに契約を設定することは可能か。
- 分野横断型・広域型について、後乗りする自治体は、まずは個別に WPPP を導入し、次期契約の場合に一体化することができるのか。それが可能であれば、広域化による議論を進める時間を十分に確保できるのではないか。

○資料 2 第 2 回策定委員会審議事項 2 レベル 3.5 の官民責任分担と具体的な調整・実現

- リスク分担の原則論の記載があるが、リスクだけでなく、業務範囲や支払い方法をセットで提案させることが重要であるとする。
- 官民の役割分担の記載があるが、広域型の場合には自治体間のリスク分担もあるとする。
- 官民対等について、対等に話すことが難しい場合があるとする。燃料費が上がった場合など、初めからルールを決めておいた方が良いのではないか。
- インセンティブの記載が無いとする。
- 中立的な第三者の関与について、政令指定都市等では実施可能だが、ほかの都市では実現可能性が低く、新たな組織・機関の組成を検討いただけると助かる。
- 自治体とのコミュニケーションの場において、要求水準や支払い金額などの内容も入れ込んでいただくと良いのではないかと考える。

○資料 2 第 2 回策定委員会審議事項 3 「更新計画案作成」について

- ・ 更新計画案について、ストックマネジメント計画（維持管理情報等を起点としたマネジメントサイクル）の資料との整合を取られた方が良い。更新計画案の中身が分からないため、目次程度でも示してはどうかと考える。
- ・ 更新計画案の作成のメリットについて、維持管理上の気づきが活かされる旨の記載があるが、維持管理・包括であるからこそ計測可能なメリットにできないか。
- ・ 民間事業者の評価・選定について、初めての WPPP 導入時に行うことは難しいのではないか。
- ・ スtockマネジメント計画は、老朽化対策だけでなく、機能高度化や将来の必要能力の検討、耐震化、耐水化、脱炭素化等多面的に検討している。また、資料編では、ストックマネジメント計画策定業務が入っているが、維持管理上の気づき等を反映した更新計画案を基にして、ストックマネジメント計画に反映するのか、ストックマネジメント計画そのものをレベル 3.5 の業務に入れるのか検討いただきたい。
- ・ 更新計画案の作成について、更新だけを考えるのか、維持管理側の変更は必要なのか伺いたい。改築を中心とした記載になっており、維持管理側の 3 条予算と更新の 4 条予算をトータルで捉えて削減していくべきと考える。

○資料 2 第 2 回策定委員会審議事項 4 レベル 3.5 の入札・公募の留意点・ポイント

- ・ 改築の事業量について、前半 5 年間は事業費として積算して計上し、残り 5 年間は財政計画で計上する考えである。
- ・ 総括責任者を意味する用語が既に複数存在しており、用語の整理をいただけるとよい。
- ・ 資格は明確にすることが望ましいという点で賛成だが、コストの計上についても考えていただきたい。

○資料 2 第 2 回策定委員会審議事項 5 都道府県に期待する役割

- ・ 共同発注について、大きな枠組みを促進する際の制度面や、メリットを考えていただきたい。
- ・ 小規模自治体が単独で WPPP 導入に取り組むことは難しいが、仮に県がまとめるとしても県の負担が大きくなるため、まとめる際のメリット・工夫が必要と考える。
- ・ 流域下水道が無い都道府県は取り組みが弱いため、全都道府県が取り組むようにメッセージを出していただきたい。

○資料 2 第 2 回策定委員会審議事項 6 レベル 3.5 の受託者

- ・ 公社を受託者に入れた点について、意図があれば伺いたい。下水道公社があると JV では競争性に影響が出ると考える。また、大手企業が入札した際に、公社は失

注する可能性もあり、人員の扱いにも影響が出ると考える。

- レベル 3.5 の受託者と支援業務実施者との関係において、管理者の任意で設定可能とあるが、留意点・ポイントに記されている内容の例があれば記載を拡充していただきたい。
- 技術継承について、記載を検討していただきたい。
- 管理者の支援業務の内容を具体化したほうが良いと考える。
- 官民出資会社自体が PPP であるため、官民出資会社のリスク分担、出資比率など、具体化して示した方が良いのではないかと考える。
- 更新業務を発注する場合、随意契約としても公平性を担保できるのかどうか検討していただきたい。
- 日本下水道事業団がプレイヤーとならないことをガイドラインに記載していただきたい。

○資料 2 第 2 回策定委員会審議事項 7 レベル 3.5 の効果・メリット (VFM 以外の説明可能性)

- VFM は、0 でも良いということか。競争性が確保できない手法では説明できないが、公社の際には VFM が 0 でも良いなどの考えの整理が必要となるのではないかと考える。
- 海外の研究者は必ずしも VFM に重きを置いていない。実務上、VFM 以外の効果も含めて、自治体の職員とともに、地方議会の先生の説得が重要となる。
- どの時点の VFM を考えるべきか。5 年後の更新需要を考えると、VFM は想定になり、後半 5 年の更新需要によって効果が分かることとなるが、どのように評価するのかを検討していただきたい。

以 上